

西宮市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 事業の実施方法（第3条—第7条）
- 第3章 事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1節 基本方針（第8条）
 - 第2節 運営に関する基準（第9条—第31条）
 - 第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条—第34条）
- 第4章 指導監督等（第35条）
- 第5章 雜則（第36条—第37条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント事業」という。以下同じ。）を実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。）及び総合事業実施要綱の例による。

第2章 事業の実施方法

(地域包括支援センターの設置者に対する委託)

第3条 市長は、介護予防ケアマネジメント事業の実施を、法第115条の47第1項及び第4項の規定により地域包括支援センターの設置者に委託する。

2 前項の規定により介護予防ケアマネジメント事業の実施の委託を受けた地域包括支援センターの設置者（以下「介護予防ケアマネジメント事業受託者」という。）は、市長の委託を受け自らが設置する地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業を実施する。

3 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、当該委託を受けた介護予防ケアマネジメント事業の一部を、指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(事業の類型)

第4条 介護予防ケアマネジメント事業の類型は、介護予防ケアマネジメントA（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。以下「介護予防ケアマネジメント」という。）とする。

(介護予防ケアマネジメント費)

第5条 介護予防ケアマネジメント事業を実施した介護予防ケアマネジメント事業受託者は、利用者一人につき月当たり総合事業実施要綱別表第1に掲げる単価に介護予防ケアマネジメント費442

単位を乗じて算定した介護予防ケアマネジメント事業に要する費用の額を、介護予防ケアマネジメント事業費（以下「事業費」という。）として算定し、市長に請求することができる。

- 2 第21条の2に定める措置を講じていない介護予防ケアマネジメント事業受託者は、業務計画未策定減算として所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 第29条の2に定める措置を講じていない介護予防ケアマネジメント事業受託者は、高齢者虐待防止措置未実施減算として所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 介護予防ケアマネジメント事業受託者において、新規に介護予防ケアプラン（省令第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき300単位を加算する。
- 5 介護予防ケアマネジメント事業受託者が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として300単位を加算する。

（事業費に係る審査及び支払）

第6条 市長は、事業費にかかる審査及び支払の事務の一部を、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託することができる。

（利用者負担）

第7条 原則として介護予防ケアマネジメントに係る利用者の費用負担はないものとする。

第3章 事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 基本方針

（基本方針）

第8条 介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の予防活動等（地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等をいう。以下同じ。）の場が、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の指定第1号事業者（総合事業実施要綱第5条第2項に規定する指定第1号事業者をいう。以下同じ。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定第1号事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービス及び地域の予防活動等を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

- 5 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、自らが指定介護予防支援事業者として行う指定介護予防支援と緊密に連携しつつ、介護予防ケアマネジメントを実施しなければならない。
- 6 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 7 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、介護予防ケアマネジメントを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防ケアプランが前条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定第1号事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護予防ケアマネジメント事業受託者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護予防ケアマネジメント事業受託者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護予防ケアマネジメント事業受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護予防ケアマネジメント事業受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録

しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したもの を交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護予防ケアマネジメント事業受託者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項第1号又は第2号に規定する方法のうち介護予防ケアマネジメント事業受託者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た介護予防ケアマネジメント事業受託者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、正当な理由なく介護予防ケアマネジメントの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、当該地域包括支援センターの通常の事業の実施地域（当該地域包括支援センターが通常時に介護予防ケアマネジメントを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防ケアマネジメントを提供することが困難であると認めた場合は、他の介護予防ケアマネジメント事業受託者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、介護予防ケアマネジメントの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者（総合事業実施要綱第10条第1項第2号に該当する者をいう。以下同じ。）の該当の有無及び事業対象者の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第13条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、被保険者の要支援認定又は事業対象者の該当の有無の判断（以下「要支援認定等」という。）に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定等の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、又は事業対象者の該当の有無の判断が事業対象者の有効期間が満了する前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。
(身分を証する書類の携行)

第14条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、当該地域包括支援センターの担当職員（介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センターの職員をいう。以下同じ。）に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(介護予防ケアマネジメント事業の業務の委託)

第15条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、第3条第3項の規定により介護予防ケアマネジメント事業の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るために地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防ケアマネジメントの業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、介護予防ケアマネジメントの業務を実施する介護支援専門員が、この章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、介護予防ケアプランにおいて位置付けられている指定第1号事業（総合事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、指定第1号事業者により実施する第1号事業をいう。以下同じ。）のうち法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定第1号事業者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防ケアプラン等の書類の交付)

第17条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、要支援認定等を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市長への通知)

第18条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、介護予防ケアマネジメントを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 地域包括支援センターの管理者（西宮市地域包括支援センター運営事業実施要綱第6条に規定する管理責任者をいう。）は、当該地域包括支援センターの担当職員その他の従業者の管理、介護予防ケアマネジメントの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 地域包括支援センターの管理者は、当該地域包括支援センターの担当職員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第20条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、地域包括支援センターごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要な事項

（勤務体制の確保）

第21条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、利用者に対し適切な介護予防ケアマネジメントを提供できるよう、地域包括支援センターごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、地域包括支援センターごとに、当該地域包括支援センターの担当職員によって介護予防ケアマネジメントの業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、適切な介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第21条の2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（設備及び備品等）

第22条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとと

もに、介護予防ケアマネジメントの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、当該地域包括支援センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域包括支援センターにおいて、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第24条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、地域包括支援センターの見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該地域包括支援センターに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持)

第25条 地域包括支援センターの担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第26条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、地域包括支援センターについて広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(指定第1号事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 介護予防ケアマネジメント事業受託者及び地域包括支援センターの管理責任者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、当該地域包括支援センターの担当職員に対して特定の指定第1号事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 地域包括支援センターの担当職員は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定第1号事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業受託者及びその従業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定第1号事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定第1号事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第28条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防ケアプランに位置付けた介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動（第33条第5号に規定する介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動をいう。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、自ら提供した介護予防ケアマネジメントに関し、総合事業実施要綱第19条第1項の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市長、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第29条の2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる定める措置を講じなければならない。

(1) 当該地域包括支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域包括支援センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域包括支援センターにおいて、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第30条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、地域包括支援センターごとに経理を区分するとともに、介護予防ケアマネジメントの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整

備しておかなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第33条第14号に規定する指定第1号事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳
 - ア 介護予防ケアプラン
 - イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第33条第14号に規定するモニタリングの結果の記録
 - オ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録
 - (3) 第18条に規定する市長への通知に係る記録
 - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防ケアマネジメントの基本取扱方針)

第32条 介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

- 2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防ケアプランを策定しなければならない。
- 3 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、自らその提供する介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護予防ケアマネジメント事業の具体的取扱方針)

第33条 介護予防ケアマネジメント事業の方針は、第8条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 地域包括支援センターの管理者は、担当職員に介護予防ケアプランの作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者的心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に総合事業（総合事業実施要綱第4条第1号及び第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）のサービス、総合事業のサービス以外の保健医療サービス若しくは福祉サービス（以下「総合事業以外保健医療・福祉サービス」という。）、住民による自発的な活動によるサービス（以下「住民サービス」という。）等の利用又は地域の予防活動等への参加が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等の利用又は地域の予防活動等への参加も含めて介護予防ケアプラン上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成の開始に当たっては、利用者によるサービス又は活動

の選択に資するよう、当該地域における総合事業のサービス、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等及び地域の予防活動等（以下「介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動」という。）の内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

（6）担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

（7）担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。

（8）担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定第1号事業者、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等を提供する者、地域の予防活動等の場を提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプランの原案を作成しなければならぬ。

（9）担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防ケアプランの作成のため、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動の担当者（以下「サービス・活動担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報をサービス・活動担当者と共有するとともに、当該介護予防ケアプランの原案の内容について、サービス・活動担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス・活動担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

（10）担当職員は、介護予防ケアプランの原案に位置付けた介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動について、第1号事業支給費の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防ケアプランの原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

（11）担当職員は、介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防ケアプランを利用者及びサービス・活動担当者に交付しなければならない。

（12）担当職員は、介護予防ケアプランに位置付けた指定第1号事業者等に対して、予防専門型訪

間サービス計画（西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（以下「指定予防専門型訪問サービス等基準要綱」という。）第40条第2号に規定する予防専門型訪問サービス計画をいう。）及び、共生型予防専門型訪問サービス計画（西宮市共生型予防専門型訪問サービス及び共生型予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営並びに共生型予防専門型訪問サービス及び共生型予防専門型通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（以下「共生型予防専門型訪問サービス等基準要綱」という。）第40条第2号に規定する共生型予防専門型訪問サービス計画をいう。）等の指定予防専門型訪問サービス等基準要綱及び共生型予防専門型訪問サービス等基準要綱において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 担当職員は、指定第1号事業者等に対して、介護予防ケアプランに基づき、指定予防専門型訪問サービス等基準要綱及び共生型予防専門型訪問サービス等基準要綱において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14) 担当職員は、介護予防ケアプランの作成後、介護予防ケアプランの実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防ケアプランの変更、指定第1号事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14の2) 担当職員は、指定第1号事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 担当職員は、介護予防ケアプランに位置づけた期間が終了するときは、当該プランの目標の達成状況について評価しなければならない。

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定第1号事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定予防専門型通所サービス事業所（指定予防専門型訪問サービス等基準要綱第43条第1項に規定する指定予防専門型通所サービス事業所をいう。）及び共生型予防専門型通所サービス事業所（共生型予防専門型訪問サービス等基準要綱第44条に規定する共生型予防専門型通所サービス事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防ケアプランの変更の必要性について、サービス・活動担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス・活動担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

ウ 事業対象者が有効期間満了前に、事業対象者の該当の有無の判断を受けた場合

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防ケアプランの変更について準用する。

(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域の予防活動等の場が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者又は事業対象者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防ケアプランの作成等の援助を行うものとする。

(21) 担当職員は、利用者に注意すべき疾患があって、サービスの利用等に当たって主治の医師等の判断が必要と考えられる場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防ケアプランを作成しなければならない。

(23) 担当職員は、要支援認定等を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(24) 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議（以下「地域ケア会議」という。）から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（介護予防ケアマネジメントの提供に当たっての留意点）

第34条 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。

(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

(5) サービス担当者会議、地域ケア会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等又は地域の予防活動等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

- (6) 予防給付及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防ケアプランの策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとするこ
と。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第4章 指導監督等

(報告・調査等)

第35条 市長は、必要と認めるときは、介護予防ケアマネジメント事業受託者に対して事業の実施状況について説明若しくは報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、調査若しくは指導を行うことができる。

2 介護予防ケアマネジメント事業受託者は、市長が行う指導を遵守しなければならない。

第5章 雜則

(電磁的記録等)

第36条 介護予防ケアマネジメント事業受託者及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条及び第33条第22号並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護予防ケアマネジメント事業受託者及び当該介護予防ケアマネジメントの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第37条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

第2条 この要綱の実施の日から令和7年3月31日までの間は、第5条第2項の規定は、適用しない。